

非嫡出子を認知した場合の 戸籍の表記と法定相続情報

1. 非嫡出子を認知した場合の戸籍の標記について

(1) 非嫡出子とは

非嫡出子とは、婚姻関係のない男女間に生まれた子供のことをいいます。

婚姻関係にある男女間の子を嫡出子といいます。

非嫡出子と嫡出子とは、取扱いが異なり「父親との法的な親子関係がないために、そのままでは父親の相続関権がない」ということになります。父親との法的な関係を生じさせるためには、父親に自分の子であると認めてもらう必要がありますが、このことを「認知」といいます。

旧法では、非嫡出子のうち、父の認知を受けた者を「庶子（しよし）」父の認知のない子を「私生子（しせいし）」と称しました。

(2) 現行法の認知の戸籍の記載方法

① 認知事項の戸籍への記載

現行法では、被認知者（子）が認知者（父）に認知された場合、認知者である父と、被認知者である子の双方の戸籍の身分事項欄に認知の記載がされます。

認知者（父）の戸籍には、「いつ、どこに本籍のある誰々（母親）の同籍の子誰々を認知届」という記載がされます。

注意していただきたいのは、認知しただけでは父親の戸籍にその被認知者の子として入籍することはないということです。戸籍の例として、次頁の父親の身分事項欄を注意して読んでください。

《認知した父親の戸籍》

			婚姻事項省略	出生事項省略		同籍和夫を認知届出	平成五年三月六日愛媛県松山市〇〇佐藤良子	婚姻事項省略	出生事項省略		省略	籍本 愛媛県今治市〇〇町〇〇番地
出生	妻	母	父	出生	夫	母	母					名氏
省略	佳子	岡田恵子	岡田健司	省略	二郎	法務花子	法務太郎					法務 二郎
		三女				長男						

この場合、法務二郎の身分事項欄に、平成5年3月6日に、愛媛県松山の岡田佳子同籍和夫を認知した旨記載されます。

前述したとおり、法務二郎の戸籍に和夫は記載されません。認知した子がいるかどうか、夫の身分事項欄をよく確認しないと、認知した子を見落としてしまう可能性があります。

一方、被認知者の戸籍は、母親の戸籍に在籍しています。

続柄欄については、以前は認知の有無にかかわらず、男あるいは女と記載されていましたが、平成16年11月1日以降、出生順に長男とか長女などと記載されるようになりました。次頁に和夫の母親の戸籍を見てみましょう。

《認知された子の母親の戸籍》

法務二郎認知届同月八日同市長から送付	平成五年三月六日愛媛県今治市〇〇町〇〇番地	同日母届出	平成三年三月五日愛媛県松山市〇〇番地で出生	出生事項省略	子の出生届平成三年三月五日本籍地〇〇から	出生事項省略	省略	籍本	愛媛県松山市〇〇町〇〇番地
								名氏	
出生	和夫	母	父	出生	良子	母	省略	省略	佐藤良子
平成三年三月五日		佐藤良子	法務二郎	省略		母			
		男				長女			

佐藤良子の戸籍に、子として和夫が入籍しています。これは、非嫡出子は母の氏を称することとされているためです。

佐藤良子を筆頭者とする戸籍は、和夫が出生したことで編製されました。

そして、その和夫の身分事項欄に、平成5年3月6日に今治市の法務二郎が「認知の届出をした旨が記載されます。

その結果、認知されるまで空白とされていた和夫の父の欄に、法務二郎が記載されます。

和男の続柄が非嫡出子の場合、「男」と記載されています。しかし、平成16年11月1日以降、非嫡出子であっても出生の順に長男などと記載されることとなりました。

それ以前の非嫡出子も、申出をすればそのような標記に改めることができるようになりました。

② 認知事項の移記

認知者（父親）の戸籍に記載された認知事項は、新戸籍や他の戸籍には移記されません。

つまり、認知者が転籍等で編製替えや婚姻・縁組等で他の戸籍に入籍した場合、その転籍後の戸籍だけで被認知者がいないものと判断してしまうと、被認知者の存在を忘れてしまいます。

先ほどの例で、認知者である法務二郎が、平成12年5月10日に愛媛県今治市から愛媛県西条市に転籍した場合の戸籍は次頁のとおりです。

《認知した父親の転籍後の戸籍》

			婚姻事項省略	出生事項省略						平成十二年五月十日愛媛県今治市から転籍届	籍本 愛媛県西条市〇〇町〇〇番地
出生	妻	母	父	出生	夫	母	母				名氏
省略	佳子	岡田恵子	岡田健司	省略	二郎	法務花子	法務太郎				法務 二郎
		三女				長男					

転籍後の戸籍には、認知事項について何も記載されていません。記載漏れがあるように思われるかもしれませんが、認知者の戸籍に記載された認知事項は、転籍など戸籍の編製替え、婚姻・縁組により他の戸籍に入籍した場合、新戸籍や他の戸籍に移記されません。

ですから、転籍後の戸籍だけを見て、認知した非嫡出子がいないと判断しないよう気をつけてください。

次に、次頁の被認知者の転籍後の戸籍を見てみましょう。

《認知された子の母親の転籍後の戸籍》

出生 平成三年三月五日	和夫	母	父	出生 省略	良子	母	母	籍本 愛媛県大洲市〇〇町〇〇番地	名氏 佐藤 良子
		佐藤良子	法務二郎			省略	省略		
法務二郎認知届同月八日同市長から送付	同日母届出	同日母届出	平成三年三月五日愛媛県松山市〇〇番地で出生	子の出生届平成三年三月五日本籍地〇〇から	出生事項省略	から転籍届出	平成六年五月二日愛媛県松山市〇〇町〇〇番地		

被認知者（子）の戸籍に記載された認知事項は、転籍等戸籍の編製替えや、婚姻、縁組等によって他の戸籍に入った場合、新戸籍または他の戸籍に移記されなければならないとされていますので、新戸籍でもいつ誰が認知をしたのかがわかります。

左の認知された側の和夫の戸籍について、母である佐藤良子が平成6年5月2日に愛媛県松山市から愛媛県大洲市に転籍場合の戸籍を見ると、和夫の身分事項欄に平成5年3月6日に愛媛県今治市の法務二郎が認知した旨の記載がされています。そして和夫の父の欄に法務二郎が記載されています。

このように、被認知者（子）の転籍前の戸籍から認知事項が移記されています。

(3) 旧法における認知の戸籍の記載方法

① 認知した父が戸主の場合

被認知者は、被認知者の側に父の家に入ることができない事由がない限り、原則として認知者である父の戸籍に入ります。

そして、子の事項欄には、被認知者である子の身分事項欄に「どこに本籍がある（母方の）戸主誰々の孫が、父の認知届でいつ受付されて入籍したか」記載され、母の欄には実母の氏名、続柄欄には単に男あるいは女と記載されます。

一方、父の身分記載事項欄には、認知についてなにも記載されません。

それでは、次頁の実際例の例を見てみましょう。

《旧戸籍法の認知した父親（戸主）の戸籍》

昭和12年11月18日受付入籍			愛媛県松山市〇〇戸主〇〇孫父法務二郎認知届			婚姻事項省略			出生事項省略			*認知事項は記載されない			婚姻記載事項省略			家督相続事項省略			出生事項省略			籍本 愛媛県今治市〇〇町〇〇番地		
子			妻			主 戸															主戸前					
出生		母	父	出生		母	父	出生		母	父	の前 戸主の 関係	法務 太郎													
昭和12年6月5日		和夫	佐藤ちよ	法務二郎	大正10年6月3日		きく	岡田とめ	岡田健司	大正4年3月4日		法務二郎	法務はな	法務太郎	亡法務太郎の長男											
			男			三女						長男														

旧戸籍法が適用された場合の実例は左記のとおりです。

愛媛県今治市に本籍がある法務二郎が、愛媛県松山市に本籍がる佐藤ちよとの間に、昭和12年6月5日に非嫡出子の和夫をもうけ、法務二郎が昭和12年11月18日に和夫の認知届をした場合です。

前述したとおり、被認知者（子）は父方の戸籍に入ります。

法務二郎の身分事項欄には、和夫の認知事項が記載されていませんが、和夫の身分事項欄には、父親が昭和12年11月18日に認知した旨が記載されます。

これは、同じ戸籍にある子の身分事項欄を見れば認知事項が記載されているため、その子と父との関係がわかるためです。

《法務二郎に認知される前の和夫の戸籍》

昭和12年11月18日受付同月20日送付除籍	愛媛県松山市〇〇戸主〇〇孫父法務二郎認知届	昭和12年6月5日受付同月20日送付除籍	愛媛県松山市〇〇ニ於テ出生母佐藤ちよ届出			婚姻事項省略	出生事項省略					全て事項省略	籍本
													愛媛県松山市〇〇町〇〇番地
													主戸前
孫			長女				主戸						
出生	和夫		母	父	出生	ちよ	母	父	出生	義雄	母	父	の前戸主の 関係の 省略
昭和12年6月5日			佐藤ちよ		大正10年6月3日		佐藤よし	佐藤義雄	大正6年5月4日		佐藤とめ	佐藤一郎	佐藤一郎
			男				長女				長男		佐藤一郎

被認認知者は、認知されるまでは母親の属する戸主の同意があれば、その母親の戸籍に記載されます。

また、佐藤ちよの親から見れば、和夫は孫ですから、孫と記載されます。

そして、未だ法務二郎から認知されていないので、和夫の父の欄は空白のままです。

その後、昭和12年11月18日に戸主の法務二郎に認知されたため、和夫は法務家の戸籍に移籍し、母である佐藤ちよの属する家の戸籍から除籍されます。

《戸主が被認知者の入籍に同意しない場合》

昭和12年11月18日受付同月20日送付除籍	愛媛県松山市〇〇戸主〇〇孫父法務三郎認知届	昭和12年6月5日受付同月20日送付除籍	愛媛県松山市〇〇ニ於テ出生母佐藤ちよ届出				婚姻事項省略	出生事項省略					全の事項省略	籍本 愛媛県松山市〇〇町〇〇番地
孫			長女			主戸			の前戸主の		佐藤 一郎			
出生		母	父	出生		母	父	出生		母	父	省略		
昭和12年6月5日	和夫	佐藤ちよ	法務三郎	大正10年6月3日	ちよ	佐藤よし	佐藤義雄	大正6年5月4日	義雄	佐藤とめ	佐藤一郎			
			男			長女				長男				

認知した父が戸主の兄弟で、戸主が被認知者の入籍に同意しない場合、被認知者は認知者の戸籍に記載されません。そのため、被認知者は、母の戸籍に在籍したままとなります。

但し、認知者が認知をしている以上、被認知者の身分事項欄には、父の認知届をした旨の認知事項が記載され、父の欄に認知者の氏名が記載されます。

しかし、法務三郎の戸籍の身分事項欄には、和夫の認知事項は一切記載されません。そのため、法務三郎の戸籍は、和夫を認知したことが全く分からず、和夫からの申出がない限り、和夫が法務三郎の相続人であると認定する方法がありません。

したがって、和夫が法務三郎の相続人であることを主張するためには、和夫が戸籍を持参して認知があったことを証明する方法しかありません。

《戸主である父が庶子出生届入籍》

籍	愛媛県松山市〇〇戸主〇〇長女ちよ愛媛県松山市〇〇		婚姻事項省略	出生事項省略	*認知事項は記載されない	婚姻記載事項省略	家督相続事項省略	出生事項省略	籍本 愛媛県今治市〇〇町〇〇番地
子		妻		主 戸		主戸前			
出生	母	父	出生	母	父	出生	母	父	法務 太郎
昭和12年6月5日	和夫 佐藤ちよ	法務二郎	大正10年6月3日	きく 岡田とめ	岡田健司	大正4年3月4日	法務はな	法務太郎	
	男			三女			長男	の 前 戸 主 の 関 係 の 亡 法 務 太 郎 の 長 男	

戸主である父が庶子出生届出を行い、認知した子を自己の戸籍に入れた場合、被認知者の身分事項欄には、認知届出をされた旨の記載はされず、出生届出の記載がされるままです。

一見しただけでは非嫡出子であることや認知をされたことはわかりません。

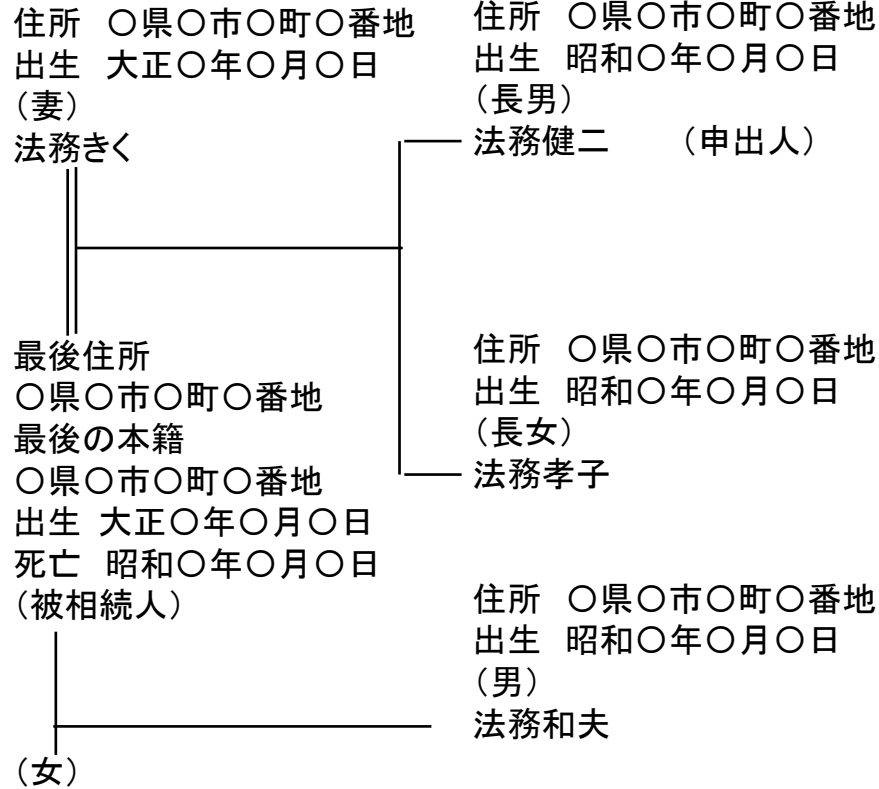
父母欄の母の欄が戸主の妻の名前と異なることや、続柄が男あるいは女と記載されていることから、被嫡出子であることが解ります、

庶子出生届出には、認知届の効力が認められるので、戸主からの出生届出がある以上父に認知をされたこととなります。

*旧民法では、非嫡出子のうち、父の認知を受けた者を「庶子（しよし）」、父の認知のない子を「私生子（しせいし）」と称しました。

2. 法定相続情報（戸籍に被嫡出子が記載されている場合）

被相続人 法務二郎 法定相続情報



作成日	令和○年○月○日
作成者	住所 ○県○市○町○ 氏名 ○○ ○○

相続人の子に嫡出子と嫡出子でない子が混在する場合、嫡出子を示すときは、その両親の関係を表す線は二本線とし、嫡出子でない子を示すときは一本線する。

非嫡出子であって戸籍の記載が「男」「女」の場合、「子」は受理されますが、「長男」「長女」などは書き直しになります。

戸籍どおりであれば「男」「女」ですが、「子」は受理されます。

「嫡出子」「非嫡出子」の併記は認められません。

また、相続人でない非嫡出子の母親は氏名などの記載はせず、例えば性別のみとする。